

第百六十八回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 五 号

平成十九年十一月二日(金曜日)

午前九時五十二分開議

出席委員

委員長 小島 敏男君

理事 小野 晋也君 理事 大前 繁雄君

理事 木村 隆秀君 理事 北川 知克君

理事 西野あきら君 理事 岩國 哲人君

理事 伴野 豊君 理事 江田 康幸君

あかま二郎君 上野賢一郎君

大塚 拓君 小杉 隆君

木挽 司君 近藤三津枝君

坂井 学君 鈴木 俊一君

土屋 品子君 とかしきなおみ君

中川 泰宏君 並木 正芳君

平口 洋君 山本ともひろ君

渡部 篤君 末松 義規君

田島 一成君 田名部匡代君

村井 宗明君 吉田 泉君

高木美智代君

環境大臣 鴨下 一郎君

環境副大臣 桜井 郁三君

環境大臣政務官 並木 正芳君

環境委員会専門員 齊藤 正君

委員の異動
十一月二日

辞任 補欠選任

小杉 隆君 大塚 拓君

藤野真紀子君 平口 洋君

同日

辞任 補欠選任

大塚 拓君 小杉 隆君

平口 洋君 藤野真紀子君

十月三十一日

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書(仙台市議会(第二五〇八号))

温暖化対策の強化を求める意見書(埼玉県小川町議会(第二五〇九号))

尾瀬国立公園の速やかな自然環境保全を求める意見書(新潟県議会(第二五一〇号))

ベトナムとベトナム火葬施設に関する法令等の整備を求める意見書(長野県須坂市議会(第二五一一号))

野生鳥獣による農作物被害防止対策に関する意見書(山梨県議会(第二五二二号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(宮城県大和町議会(第二五二三号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(静岡県南伊豆町議会(第二五二四号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(奈良県宇陀市議会(第二五二五号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(奈良県曾根村議会(第二五二六号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(奈良県御杖村議会(第二五二七号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(奈良県野迫川村議会(第二五二八号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(奈良県上北山村議会(第二五二九号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(島根県出雲市議会(第二五三〇号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(島根県益田市議会(第二五三一号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(島根県東出雲町議会(第二五三二号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(島根県吉賀町議会(第二五三三号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(島根県隠岐の島町議会(第二五三四号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(高知市議会(第二五二五号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(高知県四万十町議会(第二五二六号))

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書(大分県日田市議会(第二五二七号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(大分県臼杵市議会(第二五二八号))

有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書(大分県竹田市議会(第二五二九号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○小島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、温泉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る十月三十日に終局いたしました。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、温泉法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小島委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小島委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、小野晋也君外二名から、自由民主党・無所属

属会、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。吉田泉君。

○吉田(泉)委員 私は、ただいま議決されました温泉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

温泉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 温泉の掘削及び採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、都道府県知事が行う採取等の許可に当たっては、より適正かつ厳格な条件を付与するよう検討するとともに、その違反に対しては厳正に対処するよう、各都道府県知事に對し助言を行うこと。また、都道府県知事が、採取事業の廃止等をした事業者に対し、可燃性天然ガスによる災害防止上必要な措置を適宜・適切に命ずるよう、助言を行うこと。

二 温泉の掘削及び採取等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、その地域の特性を活かした対策を都道府県知事が実施できるように十分に配慮するとともに、温泉資源が国民共有のものであることにかんがみ、国民、有識者、関係民間団体等の意見等も十分に聴取し、それらを可能な限り反映させるよう努めること。

三 可燃性天然ガスによる災害防止措置を必要

としない旨の都道府県知事の確認は、十分な科学的知見に基づいて行うものとするともに、都道府県知事に対し、本法の施行に必要な限度において、可燃性天然ガスの発生状況、掘削等の実施状況等に関する報告徴収及び立入検査を温泉掘削事業者、温泉採取事業者等に対し適宜・適切に行うよう助言すること。

四 温泉に対する国民の信頼を確保しその利用の適正化を図るため、可燃性天然ガス対策に係る情報を利用者に提供する取組の普及を図るとともに、地方公共団体及び温泉協会等とも連携しつつ、温泉に関する国民の正しい理解が得られるよう、関係情報の適正な公表に最大限努めること。

五 安全対策の着実な実施を図るため、温泉採取事業者による当該安全対策に係る設備の新設等に要する費用等に対し、必要な支援を行うことを検討すること。

六 近年、都市部等における大深度掘削泉の掘削等が増加していることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源及び周辺地盤への影響等に関する調査・研究等を推進すること。また、全国の未利用源泉についてその実態の把握に努めるとともに、その有効利用策について検討すること。

七 関係各省庁は、可燃性天然ガスに係る安全対策のみならず、硫化水素ガスによる中毒事故の再発防止等、温泉をめぐる諸問題に一丸となつて迅速かつ的確に対応できるよう、必要な体制の構築等に万全を期すること。また、その際には、各都道府県等とも緊密な連携を図るよう努めること。

八 温泉において発生する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンが温室効果ガスであることにかんがみ、地球温暖化の防止及び資源の有効活用のため、温泉において発生する可燃性天然ガスの利用を促進すること。

九 温泉が我が国の優良な観光資源であることにかんがみ、国民等が安心して利用できるよう、安全対策及び風評被害対策に万全を期すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○小島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小島委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。鴨下環境大臣。

○鴨下國務大臣 ただいま御決議のごさいました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力する所存でございます。

○小島委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小島委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十八分散会